

大気汚染防止法施行令 別表第2の2 (施行令第3条の2)

1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上
2	混合機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上
3	紡績用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上
7	破碎機及び摩碎機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上
8	プレス(せん断加工用の者に限る。)	原動機の定格出力が2.2キロワット以上
9	穿孔機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上

備考: この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。